

新たな農業経営者等育成実践モデル事業(移住就農者支援)

移住就農者の皆さまへ

下関市では、農業法人に雇用された移住就農者に対して、移住する中山間地域の住宅の改修支援と家賃支援を行います。

事業の内容

以下の経費を助成

※住居の所在地は中山間地域とし、入居する住居の所有者は本人でないこと。

住宅改修支援

補助率1/2以内。補助上限額60万円(千円未満切り捨て)

次に掲げる戸建住宅の改修に係る経費(1回限り)

インターホン設置工事、宅配ボックス設置工事、換気機能を有するエアコン設置工事

換気扇・換気口工事、網戸工事、建具工事、手すり・取手等を設置する工事

手洗設備、洗面化粧台、トイレ又は浴室若しくはシャワールームを設置する工事

その他水回り工事、屋根・外壁工事、内装工事(天井、壁、床)、間仕切り壁等を新設する工事

防音工事、デスクカウンター・棚を設置する工事、コンセント・LAN又は照明設備を設置する工事

家賃支援

補助率1/2以内。補助上限額1.5万円/月、最大3年間54万円/名

最大36ヶ月分の家賃等に要する経費(駐車場代は含み、共益費、敷金、不動産仲介料、礼金等を除く。)

対象者(事業主体)

下関市外からの移住就農者のうちアからウまでの要件を全て満たす者

ア 交付申請日の5年前の日の属する会計年度の4月以降に、当該農業法人に新たに雇用され、就農を開始した者であること。

イ 当該農業法人に雇用された日の1年前の日の属する会計年度の4月以降に、市外から転入している者であること。

ウ 主として当該農業法人からの収入により生計を維持している者であり、将来的に市内で自営就農する意志があること。

法人の要件(雇用主)

○申請日時点で下関市内に事務所を置く法人であって、主として農業を営むものであること。

○申請日時点で認定農業者である法人又は主たる従事者の年間所得がおおむね340万円を満たす農業生産を行う法人であること。

○下関市内の遊休農地等を対象として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日を開始日として新たに5年間以上かつ1ha以上の農地中間管理事業による利用権を設定していること、又は設定することが確実であると見込まれること。(事業実施初年度に限る。)

留意事項

市の交付決定通知前に、発注や着工した改修工事は、対象となりません。予算に限りがありますので、すべての要望に答えられない場合や、補助率が1/2より下がる場合があります。

《事業についての問い合わせ・申込先》

下関市役所

- ・農業振興課担い手支援係 (TEL:083-231-1228 FAX:083-231-1064)
- ・菊川総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-287-4008 FAX:083-287-2739)
- ・豊田総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-766-2755 FAX:083-766-2615)
- ・豊浦総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-772-4030 FAX:083-774-2339)
- ・豊北総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-782-1926 FAX:083-782-0193)